

『大乘院寺社雑事記』の遊紙の錯簡について

末柄 豊

つぎに掲げる書状(後闕)は、『大乘院寺社雑事記』⁽¹⁾延徳三年(一四九二)春記の原表紙と正月一日条との間にはさまれた遊紙(第二丁)の紙背に残されたものである。書状の本紙(第一紙)なのだが、同じ冊の紙背文書のうちに裏紙(第二紙)にあたるものが見当たらず、誰のいつの書状なのか、にわかには判然としない。

〔大乘院寺社雑事記紙背文書〕

百二十一冊四紙裏
国立公文書館所蔵 全五二四一―二二

細川下国一定候、為物詣とて候、公方様へも、下の前二以祇候御暇の事可申など、いふ事候、对公方へ緩怠之儀とハみえず候、内心ハ誰も不存知候と申分候、

昨日者預尊書候、畏存候、随而両御所様御在所事御尋候、分明之儀不存知候へ共、昨夕京辺之儀申候分ハ、あまた所を被定申候へとも、無御一定候敷、
東山伊勢守所などへといふ事も御座候敷、其ハ非京中候程、不可然由にて候、細川右馬頭宿所をなと、申儀も候、已作事なども候由申候、何も』

この冊全体をみわたすと、わずかな例外はあるものの、正月から二月中旬までの日次の部分の紙背文書は、前年の延徳二年十二月の文書であり、以後の分は同三年正月の文書によって占められている。とすれば、右の文書は同二年十二月ごろの文書である可能性が高いと考えられる。

すると、まず注目されるのが追而書である。語釈を施せば以下のようなになるだろう。細川(政元)の下国は決定しました。物詣のためだということです。公

方様にも、下国前には祇候してお暇を申し入れるようです。公方様をないがしろにするようには見えません。(とはいえ、)内心は誰にも分からないとの声を聞きます、と。

はたして、延徳二年十二月三日、細川政元は分国撰津に下っている。そのうえ、十一月二十八日には、將軍義材および病床にあつた義視に対面をはたし、「近日不図為物詣下向撰州由」を申し入れているのである。⁽³⁾この状況と追而書の記述とは見事に符合し、政元が義視・義材父子に対面する直前に書かれたものとみてよさそうである。ところが、書状の本文に目を転じてみると、延徳二年十一月の下旬の状況を述べたものと考えすることはできない。

書状本文の語釈を示そう。昨日はお手紙をいただき、ありがとうございます。その際両御所様の御在所についてお尋ねいただきました。はっきりしたことには存じませんが、昨夕京都あたりで聞いたところでは、沢山の場所について検討がなされましたが、御決定には至っていないようです。東山の伊勢守(貞宗)の宿所なども候補だったようです。これは京中ではないので、よくないのとことです。細川右馬頭(政国)の宿所も候補になっています。すでに作事なども行われているとも聞きました。いずれも(以下闕)

京都における居所が問題となり、伊勢貞宗邸や細川政国邸がその候補にあげられる「両御所」といえば、義視・義材父子の他には考えられない。義視は延

徳三年正月七日に病歿するが、同二年十一月十日前後に病状の本格化が史料上に散見しはじめ、同月下旬以降は重篤といつてよい状況が続いている。したがって、十一月下旬に居所の移動が話題になるはずがない。すなわち、この書状は十一月を少なからず遡る時期のものだと考えざるを得ないわけである。

そもそも、義視・義材父子は、文明九年（一四七七）の応仁・文明の乱の終息とともに美濃に下り、土岐成頼のもとで十年以上の歳月を過ごしていた。ところが、長享三年（一四八九）三月二十六日、九代將軍足利義熙（前名義尚）が近江鈎の陣中に没したことで、日野富子の推輓をうけた義材が継嗣に定められたのである。父子は、早くも四月八日には大津まで上り、同十四日には入京して尼門跡・通玄寺に仮寓することになった。ここに居所を定めたのは、同寺の塔頭で、同寺と実質的に一体化していた曇華院の院主が義視の息女（義政の猶子）だという所縁にもとづくものであったと考えられる。父子はそのまま通玄寺に仮寓し続け、一年八箇月後に義視が歿したのも同所であった。

以上のような義視・義材父子の動向をたどってみると、この書状は、父子の入京した長享三年四月から義視の病状が本格化する延徳二年十一月以前のおよそ一年半の間のものであったことが確実だといえる。その期間内で父子が通玄寺を出て他所に移る可能性が高かったのは、延徳二年正月七日の足利義政の死歿をうけて義材が家督を継承し、後見にあたる義視が幕政を撰るに至った正月中旬以後の数箇月間のことであろう。この時期には、幕府の主として自らがどこに居住し、義政未亡人である御台日野富子をどのように遇するののか、といった問題が生じていたはずだからである。

そこで、当該期間の『大乘院寺社雑事記』を繰ってみると、以下のような記事が目についた。

〔寺社雑事記 一名尋尊〕^{十一冊}
大僧正記 ○国立公文書館所蔵（古一〇一三六〇一―一）
（延徳二年）
二月

七日、

一、雑説、鎌倉殿御上使僧上落、被仰細川子細在之云々、何事哉、細川去月下

旬以外所勞本復之由聞之、又可在国支度云々、

十二日、朝雨下、

一、細川可在国云々、是隱居用、家徳下野守息之由申之云々、如此雑説多之、
（管）（細川政春）
（下）（チノ高国）

十四日、

（公惠）

一、自西室僧正方音信、細川可物詣旨必定、公方御在所色々沙汰不一定云々、義政の死からわずか一箇月しか経っていないが、義視・義材父子を歓迎しない細川政元の周辺に不穏な空気の漂っていたことがわかる。政元と堀越公方足利政知との連携が囁かれているが、三年後の明応二年（一四九三）四月、政元が義材を廢して擁立したのは、政知の子香厳院清晃（還俗して義選、のち義高・義澄と改名）であり、十分に根柢のある情報だったと思われる。かかる状況のなかで、政元は、家督を一族細川政春の子息（当時七歳、のちの高国）に譲って隠退するため分国に下るとの風聞が流れたわけである。

そして、最も注意したいのが、二月十四日条の記事である。当時在京していた、東大寺の院家西室の院主で、同寺別当の任にあった公惠（正規町三条実雅猶子、実父は飛鳥井雅世⁴）から書信があり、政元が物詣に出ることは必定で、公方の在所は種々の説があつて決定をみていないとの報が入つたというのである。まさしく、冒頭に掲げた書状の内容と一致していると言わざるを得ない。尋尊にこの情報をもたらしたのは公惠の書信だったのだから、さきの書状こそがその公惠の書状であった可能性は頗る高い。

そこで、『大乘院寺社雑事記』の紙背文書のなかから二月十四日付西室公惠書状を探してみると、延徳二年春記の末尾近く、三月二十七日条後半と二十八日条とを載せる第七十一丁の裏につきのような一紙を見出すことができた。

〔寺社雑事記 一名尋尊 紙背文書〕^{十一冊七十三紙裏}
大僧正記 ○国立公文書館所蔵（古一〇一三六〇一―一）

御一定ハみえず候由申候、昨日於此事御尋候間申入候、就中法花会執行之事ハ、先途者望候由申候、寺家よりハ未返答候、可為如何候哉、万一執行候ハ、其時分蒙仰可致了簡候、不可有如在候、事々重而可申入候由、可有御披露候、恐々謹言、

二月十四日

公惠

人々御中

(切封ウハ書)
大乘院殿まいる人々御中

公惠

この前後の紙背文書は、延徳元年十二月から同二年二月にかけての文書がほとんどなので、これも延徳二年のものだとみられる。そして、最奥にウハ書があり、本文が料紙右端から書かれて、内容的にも前闕だと判断されるので、これが裏紙(第二紙)であったことは明らかである。そして、同冊のうちに本紙(第一紙)にあたるものは見あたらない。そのうえで、筆跡や内容を確認すれば、冒頭に掲げた一紙こそがこの裏紙に対応する本紙であることがわかってくる。

念のため、この裏紙にも語釈を加えておこう。(いずれも)決定には至っていないようだとのことです。昨日、このことについてお尋ねいただきましたので申し入れました。またお申し越しいただいた法花会を行うことについては、経歴として必要な者が望んでいるとのことでした。寺家(東大寺の惣寺)からはこれについて返答がありません。万一行われるようでしたら、その際には仰せを承り、聴衆についてお取り計らうように致します。いい加減な扱いはいたしません。いろいろとまたお伝えいたすつもりだということを、ご披露していただきたく存じます。恐々謹言。

内容的にさきの本紙に接続することは、明らかだといえよう。また、延徳二年春記の第六十六丁および第六十七丁の裏には、その前日である二月十三日付西室公惠書状も残されていた。

〔寺社雑事記(一名尊尊紙背文書)十一冊六十八紙六十九紙裏
大僧正記(大僧正記)書館所蔵(古)〇三六〇一―二〕

返々御書畏入候、只今聊取乱事候て、不能一二候、

尊札先以恐悦候、其後不申入候、積鬱無極候、京都儀無殊之事候、来廿四日迄(定利義政)八東山殿慈照院殿御作善候、其以後ハ御所も可定分候つ、但一兩日以前までハ、是非之御沙汰も御座候ハぬなと申候、自然存知之儀候者可申候、

就中法花会執行之事、全分無其沙汰候、けにく敷事候者、其御寺へも可聞候、其時可蒙仰候、今ハ被仰出候共、不可有其覚語あるましく候、重而可

申入之由、可有御披露候、恐々謹言、

二月十三日

公惠

(切封ウハ書)
御報

公惠

十四日付と同様に東大寺法花会のことが話題になっているが、これは『大乘院寺社雑事記』延徳二年二月十三日条に「清宣得業東大寺法花会一丁衆所望之間、申遣寺務西室方ニ之処、不及執行之沙汰、一定有之者、可申左右云々」とあつて、興福寺学侶清宣(大乘院坊官成就院清賢の子)⁽⁵⁾が東大寺法花会の聴衆たることを望んだので、尋尊が公惠に口入したことに對する応答であることが知られる。すなわち、公惠は十三・十四の両日にわたつて尋尊と書状のやりとりを行つており、十四日の書状の書き出しに「昨日者預尊書候」とあることに符合する。公惠が報じた京都の状況は、まさしく最新の情報だったのである。

ここまでの検討から、『大乘院寺社雑事記』延徳三年春記第二丁の紙背文書は、(延徳二年)二月十四日付西室公惠書状の本紙であり、その裏紙は延徳二年春記第七十一丁の紙背文書として存在していたことが明らかになった。すると、二紙一通の書状について、裏紙は受取つてから一箇月半後に破棄されて日記の料紙に用いられ、本紙はさらに九箇月以上経つてから日記の料紙に用いられたということになる。この二次利用のあり方は、不自然の感が否めない。したがつて、錯簡の可能性を想起することができる。ただし、延徳三年春記第二丁は遊紙であつて、二次利用面に墨付がないので、錯簡のあつたことの認定は困難だといわざるを得ないように思える。

ところが、この遊紙には、本来延徳二年春記のうちにあつたことの証跡が存在している。それは、綴代のうちとなる二次利用面の左端中央よりやや上方に小書された「七十一」の文字である。これは、後世(江戸時代)に加えられた丁付だと思われるが、表紙の次なのに「七十一」とあるのは、一見するだけでも不審を覚えるところであろう。

そして、延徳三年春記の他の丁の場合、左端中央よりやや下方に丁付が加えられているうえ、丁付は「六十」で終わっているので(ただし、「六十」と記さ

れた現状の第五十八丁のつぎに存在する原裏表紙は、左端の丁付の位置に欠損が認められるので、本来は「六十一」で終わっていた可能性が高い)、冊中で錯誤のあった結果ではなく、他の冊から紛れて入ってきたものだと判断できる。そのうえで、延徳二年春記を見ると、左端中央よりやや上方に丁付があり、かつ「七十一」の数字を持つ丁が抜けているのである。同冊においては、「十七」および「廿四」と記された丁が二丁ずつ存在し、丁付は実際の丁次と一致せず、二月十四日付公惠書状の裏紙を翻した第七十一丁に記されている数字は「六十九」である。したがって、本来一通の書状であった二紙は、あいだに一丁を挟むだけで同一冊のうちにあったことがわかる。

ここで、二次利用面に注目すると、「六十九」と記された丁(第七十一丁)には三月二十七日条後半と二十八日条が、「七十」と記された丁(第七十二丁)には、表に二十九日条と晦日条が載せられ、その裏は墨付がない。そして、「七十二」と記された丁には『大乘院寺社雑事記』に特有の冊尾における雑記(後附と称される)が存在している。したがって、「七十一」に墨付がなかったのは、日次と後附との間に置かれた余紙であったためだと理解することができる。

『大乘院寺社雑事記』の龐大な原本のなかに錯簡が少なからず存在していることは、刊本が能う限りそれを正しており、その後も刊本に残されていた錯簡を鈴木良一が指摘した⁽⁷⁾ことで周知といってもよからう。しかしながら、日記としての墨付がない遊紙に錯簡があったことは、従来気づきようがなかったと思われる。綴じを外して紙背文書の撮影がなされ、あわせて二次利用面(尋尊の日記)についても再撮影がなされたことで、ようやくこれを明らかにすることができたわけである。

また、今回の検討を通じて、紙背文書と尋尊の日記記述との相関関係の高さも再確認することができた。つまり、日記と紙背文書とは、その理解に関して相乗効果を有するものであり、それ自体龐大な分量を有する『大乘院寺社雑事記』においても、紙背文書の公開はきわめて大きな意味を有するものであるといえるわけである。

〔註〕

(1) 本稿においては、大乘院尋尊の日記の総称として『大乘院寺社雑事記』を用い、適宜所収の年次と季節によって「延徳三年春記」のように冊を呼称した。ただし、引用に際して原本個々の名称・冊次を記載する場合は、国立公文書館において付与されたそれに従うものとし、八尾幸子「大乘院文書」目録(『北の丸』三五号、二〇〇二年)に依拠し、架蔵番号も併記した。また、各冊内における一紙を表示する際、※紙とした紙数は、国立公文書館において認定されているそれに拠ったものであり、同館撮影の写真に写し込まれてある紙数に一致する。また、第※丁とした丁数は、現状の配列を前提としながら、後補にかかる表紙や遊紙を除き、丁次として認定したもので、共紙原表紙を第一丁として数えてある。

(2) 木藤久代『大乘院寺社雑事記』紙背文書内容細目(五)、『北の丸』二九号、一九九七年。

(3) 『雅久宿禰記』(宮内庁書陵部所蔵、東京大学史料編纂所架蔵写真帳による)延徳二年十一月二十八日条。『大乘院日記目録』同年十二月六日条、『政覚大僧正記』同月四日条も参照。

(4) 『三會定一記』四、享徳元年条。

(5) 『大乘院寺社雑事記』文明九年十二月十三日条。

(6) 『大乘院寺社雑事記』延徳三年春記は、現在、原表紙(第一丁)、遊紙(第二丁)、正月一日第一紙(第三丁)以下日次が続くが、第三丁の丁付は「四」とある。第二丁は竄入なので、原表紙との間の二丁分が失われていると判断される。他冊の例を参照すれば、ここには尋尊自身の採取にかかる同冊の目録が存在していたと思われる。また、丁付「廿六」を欠くが、その前後において本文の欠落が認められないので、おそらく丁付を付加する際の誤りによるものだろう。

(7) 鈴木良一「寺社雑事記第七十九の錯簡と復原」(同『大乘院寺社雑事記』ある門閥僧侶の没落の記録)「そして、一九八三年」附録。